

生活保護における最低生活費と就労インセンティブ

—— 被保護者の就労支援方策と就労自立の困難性 ——

道 中 隆
杉 本 正

1 目的と論点

昨今、保護動向がかつてないほど増加し、福祉事務所の実施体制が弱体化するなか保護の適正化や自立支援が声高に叫ばれている。昨年、厚生労働省が示した「自立支援プログラム」は、生活保護制度において新しく出現したものではなく、制度創設以来の積年に亘る政策課題である。

本研究では、生活保護世帯の自立支援、とりわけ就労支援の観点から被保護者の学歴階層と収入の階層性との関係や基本的な特徴を明らかにし、就労する被保護者の「^{いきかかどく}闕下稼得」(筆者は、稼働所得の収入見込み月額を目安〈possibility=実現可能闕〉として、最低賃金(大阪府) 時間給704円×7時間×21日=100,000円(千円単位は四捨五入)とした場合、これを下回る稼働収入を「^{いきかかどく}闕下稼得」と呼称する。生活保護の運用上、期待されるpossibilityとしての就労収入は、「^{いきかかどく}闕下稼得」を超える稼働収入を基準とした。)とワーキングプアとの関係に焦点をあて、生活保護世帯における就労実態を明らかにするとともに被保護者に対する就労支援促進事業の支援策としての意義およびその課題を探りつつ、同事業の有効性を検証しようとするものである。

生活の低位性と学歴の階層性との関係から貧困への対応は、予防的見地から高等教育を重視する政策形成への認識が高まりつつある。こうしたなか、2005年(平成17年度)生活保護の被保護世帯の高等学校就学への費用が認定され、従来にない画期的な実施要領の改訂が行われた。また、自立支援プログラムの導入や母子世帯への自立支援型システムによる政策転換等貧困の再生産を防ぐための高等教育への方向性をシフトする社会政策に関する政策的合意について、その妥当性、有効性の確認を行い、今後の実効性のある自立支援方策のあり方を探ろうとするものである。

2 調査研究の視点および方法

K市においては、被保護者の自立に向けた福祉事務所の組織的な取り組みとして、表1のとおり、2003(H15)年度から2005(H17)年度の3カ年に亘って、被保護者を対象に就労支援に関する事業を行っているが、このうち2003(H15)年度および2004(H16)年度の2カ年について調査対象とした。

表1 就労支援対象者

(単位：人)

| 年 度 | 就労支援対象者実数 | 備 考 |
|--------|-----------|-------------|
| 平成15年度 | 303 | 確定数 |
| 平成16年度 | 203 | 確定数 |
| 平成17年度 | 288 | 8月以降は推計値とした |
| 合 計 | 794 | |

(注) 平成16年度は対前年度比67.0%(100名減)、平成17年度は対前年度比141.9%(85名増の予定)

就労支援事業は、被保護世帯の稼働年齢層のうち稼働阻害要因のない者で、特に就労支援を実施することでより自立の期待可能性の高いケースを一定条件のもとで選定し、職業相談業務の実務経験のある専門的就労支援相談員による幅広い就労支援を行うことにより被保護者の自立を図ろうとするものである。就労支援相談員は非常勤職員とし、具体的には職業相談、面接の受け方、履歴書の書き方やハローワークへの同行訪問等の就労支援を行う。

本事業は、2003（H15）年度に厚生労働省によりモデル事業化された行政の新たな事業であることから、先行研究がなく、様々な行政上の制約や限界が推測されるが研究の視点および考えられる論点として、次の5つの仮説をたて検証しようとするものである。

- ① 被保護世帯が一般世帯に比べて学歴階層が低い傾向にあるのではないかと、特に今回の選定した就労支援対象者のうち、就労開始した者の約51%が母子世帯（K市の被保護世帯全体では母子世帯は約15%を構成する。）となっており、被保護母子世帯については、ふたり親に比べて学歴がより低位にあることが考えられるのではないかと。
- ② 生活保護受給者の学歴と収入との関係に着眼し、被保護世帯の学歴階層が低いと仮定した場合、学歴階層の低位性は、低収入や就労構造との関係において高い相関関係にあるのではないかと。
- ③ 学歴階層の低位性とワーキングプア化との関連について、何らかの基本的な特徴があるのではないかと。
- ④ 就労支援方策としての本事業は、対象者の抱える重層的な問題性からそれらに対応すべき準備されたバリエーションが少なく、事業としての有効性は、一部の対象者には効果が確認されるものの全体としては、限定的効果にとどまっているのではないかと。同様に対象母数が少ないことから財政縮減は期待されないのではないかと。
- ⑤ 被保護者の就労自立の困難性は、誰でも「とにかく頑張れば努力さえすれば・・・」という努力が平等に存在することを前提とする精神論の「努力主義」の幻想であり、「就労自立ができなかったのは、個人の努力欠如」といった個人の自己責任に帰着させるのではなく、構造的な社会的問題として認識されるべきではないかと。

また、被保護者の学歴階層の低位性に着眼したとき、被保護世帯が世代間継承し「貧困の再生産」となっているのではないかという問題については、次の視点からとらえることができるのではないか。

1つは、稼働収入を得てもその収入は期待されるpossibilityの収入額に届かず、最低生活費以下の闕下稼得であり、最低生活費との対比による要否判定上から、いわゆるワーキングプア層の地位から移動できず、生活保護から脱却できない被保護世帯の姿があることが指摘されよう。

このことは賃金という稼働収入をとらえるとき、生活賃金の水準を家族単位の生計費を基準に考えるか、単身者生活費で考えるかによって最低賃金の水準が異なってくるのであり、生活保護制度の世帯単位の最低生活費と労働政策としての生活保障上の賃金との関係の根本的な問題を内在する。

例えば、単身者の住宅扶助費を含めた生活保護法の最低生活費と最低賃金法の最低賃金とを比較した場合、生活保護のほうが相当高くなっているということからも理解され、労働者の生活安定を目指した「最低賃金法」が必ずしも機能していないことが指摘されるのではないか。(生活保護費は東京都の1級地で単身者の場合で月額約14万1千円。最低賃金は1日7時間労働で21日働いた場合、月額約10万5千円。)

今日の労働市場の構造変化や就労による賃金体系の変容は、大きな賃金上昇効果や賃金の平準化が期待できないばかりか、従来の扶養家族(扶養手当等)をも含める「生活保障賃金」からますます乖離し、もはや回帰は望めないものとなっている。そうである以上、今後、闕下稼得層の増大や最低賃金に近い低賃金の雇用によるワーキングプア層の拡大が見込まれることとなり、最低賃金法をはじめとする労働政策上の転換が図られない限り、セーフティネットとして生活保護の対象者は増加せざるを得ないこととなるのではないか。

2つ目は、親自身が高等教育を受けていないことによる高等教育に対する親のアスピレーションの低さなどから子どもに十分な教育機会を与えることができないことが推察される。これらは生活保護受給者の学歴と就労構造との関係において相関関係にある可能性があるのみならず、職業アスピレーションとパラレルな負の連鎖が考えられる。

被保護者は総じて低学歴の可能性が高いのではないか。その低学歴であるが故に、就労の機会が限定され就労の機会を得て働いても、期待される稼働所得の収入見込月額の目安のpossibility以下の闕下稼得の低賃金に甘んじることとなり、生活保護からの脱却がより困難であるということが考えられる。こうした視点からも就労支援と学歴階層に関する調査を行い、就労してもなお生活保護から離脱できない被保護世帯のいわゆるワーキングプア化の実態を明らかにしようとするものである。

3 調査研究の結果と考察

(1) 就労支援の効果は限定的か

K市の6カ所の福祉事務所で実施した就労支援相談促進事業について、表2のとおり、まず対象者を3つにGroupingし、その効果性について検証した。A群の就労支援により就労したA Group28.6%、C群の不就労で支援継続中C Group69.8%、B群の就労によらない保護廃止B Group1.6%となっている。

① A Groupについて

就労支援により就労したA Groupのうち、就労自立し保護から離脱した世帯（保護廃止件数）は全体の4.6%、就労したもののその就労収入では、なお保護廃止に至らない世帯（保護継続件数）が、24.0%となっている。内容的には、就労支援により就労に至った世帯のうちの大半が、就労しているにもかかわらず保護継続を余儀なくされているという結果となった。

このA群の就労支援により就労したA Group28.6%のうち、就労したもののその就労収入では、なお保護廃止に至らない世帯（保護継続件数）が、24.0%も見受けられ、今後、常用雇用へ移行するための就労支援やパートタイム労働の雇用期限の就労に伴い、新たなパートタイム労働への移行するための就労支援等、いわゆる閾下稼得にある被保護者に対する就労支援策が課題として浮かび上がっている。

② B Groupについて

B群の就労によらない保護廃止B Groupについては、稼働能力を有しているにもかかわらず、働く努力をしないなど保護の要件を欠く等の事由で決定処分が行われている。これらのケースは、わずか1.6%とはいえ、生活保護制度の信頼性を確保するためには止むを得ない措置と思料されるが、保護の廃止決定という重い処分に至った経緯については、行政庁が被保護者に対し作為を要請する期間および処分の先行行為である手続き等の詳細を分析把握する必要がある。いずれにしても保護廃止B Groupは、事業実施による消極的な波及効果、反射的效果と言えないこともない。

③ C Groupについて

一方、C群の不就労で支援継続中のC Groupについては、大半の79.2%（16年度）が、要保護者の努力や専門の就労支援相談員による支援にもかかわらず、現実には仕事に就くことができない対象者となっている。結果的にC群の不就労者については、「頑張っているにもかかわらず自立できないのは努力が足りないから」ということではないはずである。「誰でも頑張れば、努力さえすれば自立できる」、「就労すれば自立できる」という努力主義が幻想であることを物語っている。

就労支援を行う福祉事務所側の意識と調査結果の実態に大きなギャップの存在が判明してお

り、様々なハンディキャップを有する被保護者の就労支援の困難さとその限界性が見受けられた。C Groupの多くは、就労の機会の平等という建て前は聞こえがいいが、もしかしたらスタートラインより相当後ろから或いは周回遅れで走っているのではないかと推測される。

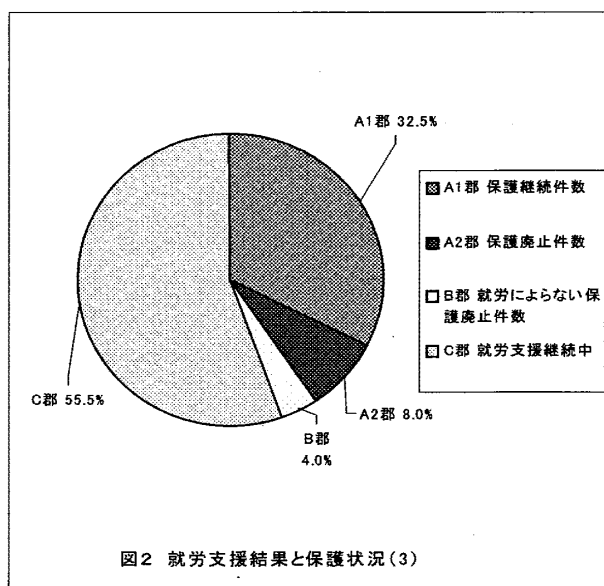
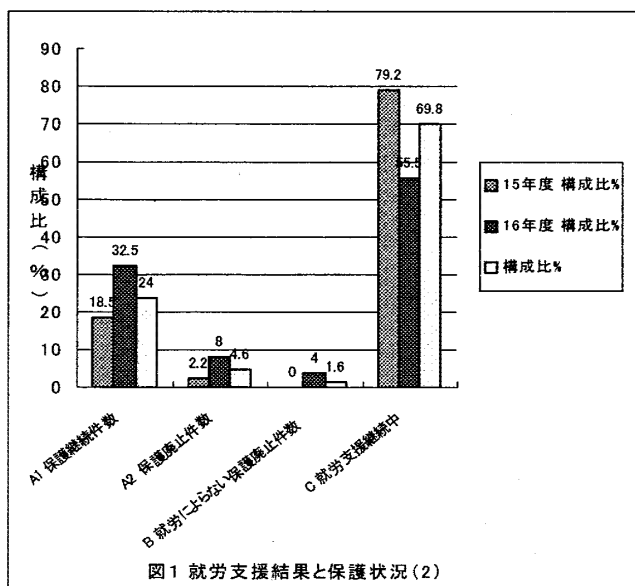
これらのことから福祉事務所は、生活保護の適正化という名のもとに被保護者に対し過度な自己責任を問い、強く自立を求める「結果の平等」からの意識的脱却や一部の「本人が努力さえすればなんとかなる」といった精神論のステレオタイプの考え方の払拭が求められていることを自己覚知すべきであろう。稼働阻害要因の十分なアセスメントと個々人にあった有効なプログラムの策定がなされないと、このC Groupに対するスティグマを助長しかねないこととなる。

表2 就労支援結果と保護状況

(単位：世帯)

| 区 分 | | | 15年度 | | 16年度 | | 計 | 構成比% |
|-----|---------------|-----------------------|------|-------|------|-------|-----|-------|
| | | | 実数 | 構成比% | 実数 | 構成比% | | |
| A群 | 就 労 | A ₁ 保護継続件数 | 56 | 18.5 | 65 | 32.5 | 121 | 24.0 |
| | | A ₂ 保護廃止件数 | 7 | 2.2 | 16 | 8.0 | 23 | 4.6 |
| B群 | 就労によらない保護廃止件数 | | 0 | 0 | 8 | 4.0 | 8 | 1.6 |
| C群 | 就労支援継続中 | | 240 | 79.2 | 111 | 55.5 | 351 | 69.8 |
| 計 | | | 303 | 100.0 | 200 | 100.0 | 503 | 100.0 |

(注) 就労によらない保護廃止件数は、転出・保護辞退・指導指示違反等によるものである。



就労支援の困難性については、表3のとおりであり、平成15年度K市の全保護廃止1,932件のうち、就労による保護廃止が257件で構成割合としては13.3%となっている。このうち就労支援相談員の支援により自立（保護廃止）した世帯は、わずか7件の2.7%にとどまっている。

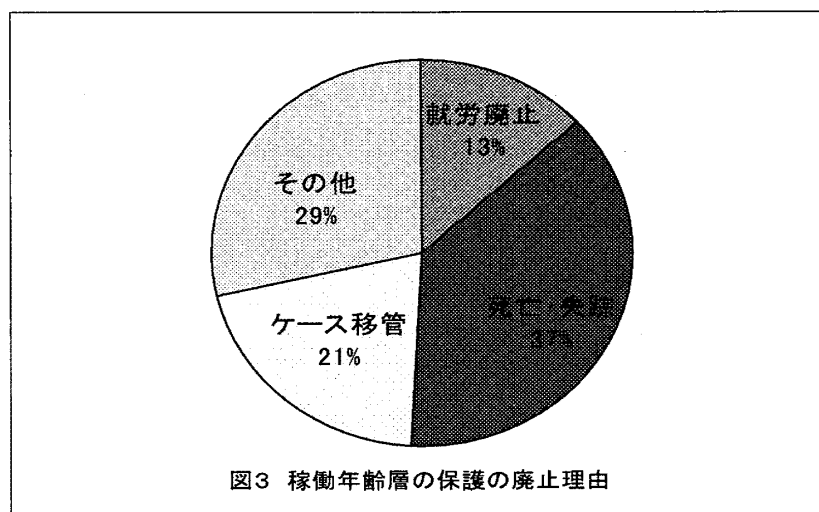
このことは被保護世帯の非稼働世帯の構成割合そのものが増加しており、稼働年齢層にある稼働世帯の構成割合が低下していることと無関係ではない。稼働世帯・非稼働世帯別の構成割合の推移（全国）は、非稼働世帯が昭和45年度の66.4、50年度77.2、55年度78.4、60年度78.7、平成元年度80.2、10年度87.8、15年度87.8と増加基調で推移しており、被保護世帯の約88%が非稼働世帯となっている。また、世帯類型からも高齢世帯（46.4%）、傷病障害者世帯（35.8%）のみで82.2%を占めており、明らかに就労可能な被保護世帯の構成割合は減少している。即ち、被保護世帯の約90%が何らかのハンディキャップを有しており、稼働年齢層そのものが減少し、自立支援プログラムに適合する対象者が少ない。この点から財政縮減は期待できないという結果となった。（表4「被保護者就労促進事業の効果額」参照）

今回調査の就労支援結果のA Groupのうち就労自立し保護から離脱した世帯（保護廃止件数）の8.0%を除いて、生活保護の就労による保護からの自立（保護廃止）は容易でないことを物語っているといえよう。いずれにしても引き続き、生活保護を受給する被保護者に対する専門の就労支援相談員による支援が必要とされていることには異論はないが、就労による自立支援のみに軸足を置く政策には課題が残ることとなった。

表3 保護の廃止理由

(平成15年度)

| | 全保護廃止数 | 就労廃止 | 死亡・失踪 | ケース移管 | その他 |
|---------|--------|------|-------|-------|------|
| 世帯実数 | 1,932 | 257 | 722 | 399 | 554 |
| 構成比 (%) | 100.0 | 13.3 | 37.4 | 20.6 | 28.7 |



以上のことから単一の就労支援相談事業のみでは限定的な効果にとどまっているという基本的な特徴が検証された。そのため今後の課題として、自己責任を負うべき個人の形成にかかわる教育や能力開発の問題に焦点をあてつつ、特にC Groupの就労支援のあり方について、問題点や課題を明らかにしたうえで能力が足りないならば、能力を成長、向上させる機会を与えるための就職活動にバリエーションを持たせるため、職業訓練などのスキルアップなど、掘り下げた支援方策を模索する必要性が指摘されよう。

更に、福祉事務所は、被保護者の働く意欲を高め、能力開発の機会の付与、拡大が欠かせないものとして積極的に能力開発、育成に関与する必要性から、現行の生活保護制度の如くあまりにも短期的すぎる成果や効果は問うべきではない。何とか仕事に就けるよう条件整備し、ある程度、時間をかけて長い目でみた成果で評価せざるを得ないこととなろう。

同時に、近年の生活保護制度における自立の概念は、社会参加や自己実現まで広く視野に入れて、広義的に解釈されている。本事業が、被保護世帯の「自立支援」を目的として実施されるものである以上、表2「就労支援結果と保護状況」のとおり就労の結果、保護廃止に至らなくとも被保護者がその能力に応じて働きながら人間の尊厳を持って保護を継続していることは積極的に評価されるべきである。

生活保護の適正化の名のもとに、稼働年齢層における被保護者の就労のみが「保護の適正実施」であり、それに伴う「保護の廃止」のみが過大評価されるという風潮には警鐘が鳴らされるべきである。

被保護者就労促進事業の効果について、財務面から生活保護の扶助額をみると、次の表4のとおり、平成16年度は扶助費31,223,086円もの減額となっている。この扶助費の削減額は、K市における全扶助額の0.1%程度にすぎないが、生活保護が制度上、ともすれば、保護が継続して経年に亘るものとなることを考慮すれば、本事業の潜在的な効果としては大きいものがある。また、相談の初期段階において、就労支援相談員の支援により就労し、相談終了のため、生活保護に至らなかったケースについては、効果額として算定していない。

加えて、先述のB群の就労によらない保護廃止B Groupについて、効果額としては、不算入としているものの、明らかに事業実施による消極的な波及効果、反射的效果として認定されるべきものであろう。

表4 被保護者就労促進事業の効果額

| 区 分 | | 件 数(世帯数) | | 効 果 額 (円) | | |
|--------|---------|----------|--------|------------------------|-------------------------|---------------------------|
| | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 計 |
| 就 労 | 自 立 | 7 | 16 | 4,595,125 (914,340) | 10,768,228 (898,128) | 15,363,353 (1,812,468) |
| | 保 護 継 続 | 56 | 65 | 15,226,089 | 20,454,858 | 35,680,947 |
| 計 | | 63 | 81 | 19,821,214 | 31,223,086 | 51,044,300 |

(注) 各年度の効果額の()内の数値は、医療扶助費(推計)の再掲である。

(2) 世帯構成員が少なければ就労自立が容易

一方、各年度において就労支援により生活保護から脱却した就労者の世帯構成員は、一般的に最低生活費と就労収入との関係において、世帯の構成員が少ないということが考えられた。

平成16年度において、就労支援により保護から脱却した16人（8.0%）の就労者の世帯構成員は、平均2.1人で、その殆どが傷病単身世帯、その他単身世帯、母子2人世帯となっており、世帯の構成員が少ない実態にあることが確認された。（表5参照）

このことは、最低生活費と稼働所得との対比において、世帯の構成員が少なければ稼働所得が最低生活費を超えることが容易となったためである。したがって、就労支援による保護からの自立は、世帯構成員との関係で世帯員が少なければ自立し易く、逆に母子世帯のように平均世帯員2.4人と世帯員が多くなればなるほど自立が困難となっていることが検証された。

表5 世帯類型別就労支援結果と保護廃止

(平成16年度)

| | 世帯類型 | 平均世帯人員 | 廃止件数 | 構成割合% |
|---|-------|-----------|------|-------|
| 1 | 高 齢 | — | 0 | 0.0 |
| 2 | 母 子 | 2.4 | 5 | 31.3 |
| 3 | 傷 病 | 1.3 | 3 | 18.8 |
| 4 | 障 害 | 3.0 | 1 | 6.3 |
| 5 | そ の 他 | 1.7 | 7 | 43.8 |
| | 計 | 2.1(全体平均) | 16 | 100.0 |

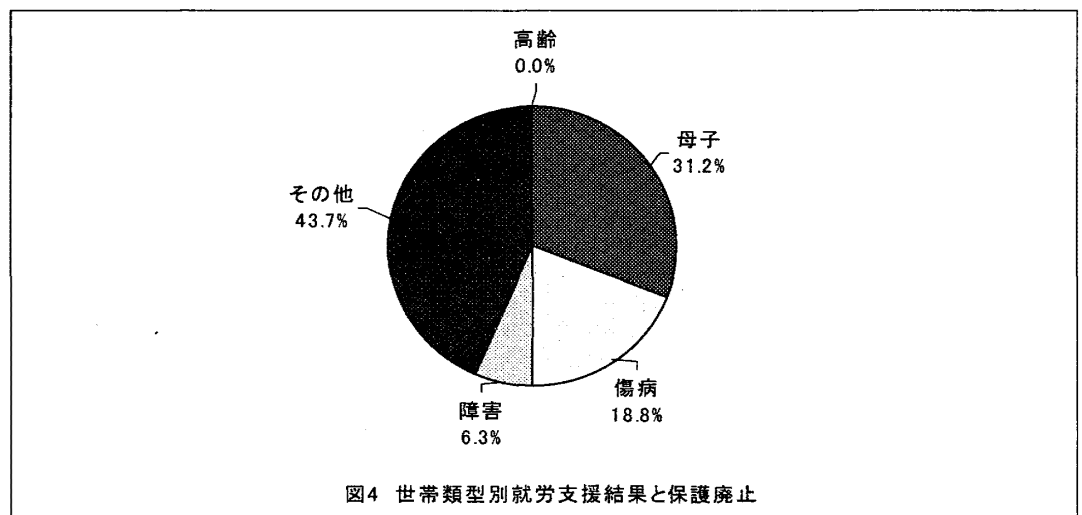


表6のとおり、稼働収入を得ても、その収入は低賃金による閶下稼得であり、生活保護の最低生活費との対比による保護の要否判定上から、いわゆるワーキングプア層の位置から移動できず、生活保護から脱却できないことが明らかになった。

今日の労働市場の構造変化や就労による賃金体系の変容は、大きな賃金上昇効果や賃金の平準化が期待できないばかりか、従来の扶養家族をも含める「生活保障賃金」からますます乖離し、もはや回帰は望めないものとなっている。

そうである以上、今後、付加給付のない低賃金による閾下稼得層の増大や最低賃金に近い低賃金の雇用の増加が見込まれることとなり、保護の補足率の問題は別の議論に譲るとしてもセーフティネットの生活保護そのものの対象者は増加せざるを得ないこととなる。かくして就労しても貧困から抜け出せない被保護者のワーキングプア化の構造が明らかとなった。

このように考えると生活保護の制度改革において、生活保護の最低生活費の設計は、労働政策、雇用政策上の最低賃金制との関連の視点が欠落あるいは世論形成への醸成手順が不十分となっていることを指摘することができる。就労すれば何とか自立が可能となるよう、生活保護の最低生活費と最低賃金制とをリンクさせて、新たな賃金体系の確立を思考するなど、改めてその社会的意義を議論していく必要がある。

(3) 保護基準算定方式の方向転換の妥当性

生活扶助基準は、これまで一般低所得世帯の消費実態と比べて、世帯人員が多人数になるほど割高になるとの指摘がなされてきた。これは世帯人員が増すにつれて第1類費の比重が高くなり、スケールメリットの効果が薄れるため、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていないことが原因である。

このため、平成17年度から生活保護制度の保護基準が改正され、一般低所得世帯の消費実態、消費構造を踏まえ、世帯規模の経済性を反映した水準となるよう、多人数世帯（4人以上）について生活扶助基準額の通減化がシフトされた。

具体的には第1類費については、4人以上世帯の第1類費の算定に際して適用する通減率（新たに4人以上世帯の第1類費を3年で10%引き下げ）と多人数世帯の生活扶助基準額が見直された。

この平成17年度からの基準算定方式の方向転換の措置は、被保護者就労促進事業の調査結果と符合している。通減率の措置は3年計画で導入され、4人世帯0.95（4人世帯の第1類費を3年で5%引き下げ）、5人世帯以上0.90（5人以上世帯の第1類費を3年で10%引き下げ）とされた。

このように世帯構成員と就労自立の関係において、多人数世帯の生活保護基準が再考され、生活保護制度の基準設定のあり方として、より客観的かつ公正性を維持するための妥当な措置であることが確認された。

(4) 稼働世帯のワーキングプア化

実施結果では表6「就労収入月額および件数」のとおり、就労者のうち「閾下稼得」が全体の71.7%を占めており、稼働収入の実現水準は、期待水準の「閾下稼得」100,000円以下であり、生活保護を受給する稼働世帯のワーキングプア化が検証された。就労した被保護者の82%が保護継続となっている。

生活保護受給者の学歴と収入との関係以外で、生活保護の稼働世帯のワーキングプア化の要因については、先行研究等の資料がなく実証が困難であるが、稼働世帯のワーキングプア化については、自らの選択の結果として、①働き方・就業構造の変化、②収入の減収への補填の2つの要因の可能性を否定できない。

生活保護における最低生活費と就労インセンティブ

前者の働き方・就業構造の変化そのものについては、求職側からみると「短時間勤務・低賃金」を選択もしくは妥協し、労働市場において低賃金の雇用形態で低所得層を吸収する雇用する求人側にとっては都合が良い。就労する被保護者は、低賃金の労働市場に積極的に寄与しているのである。また、求職者は無理をせず余裕を持って子育てをしようとする考え方や価値観等の行動様式や家族の介護や世話のためできるだけ家庭内にいる時間を増やしておきたいといったライフスタイルの変化に顕れていること。皮肉にも低賃金で稼働する被保護世帯のワーキングプア化は、労働市場における需要と供給にマッチングしている。

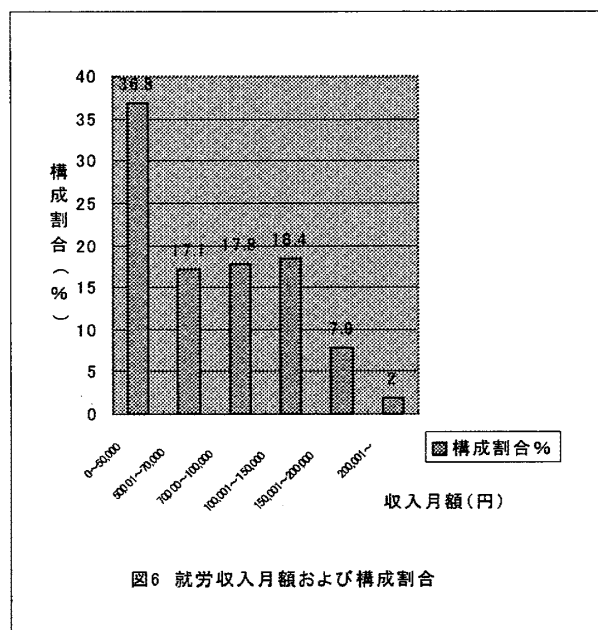
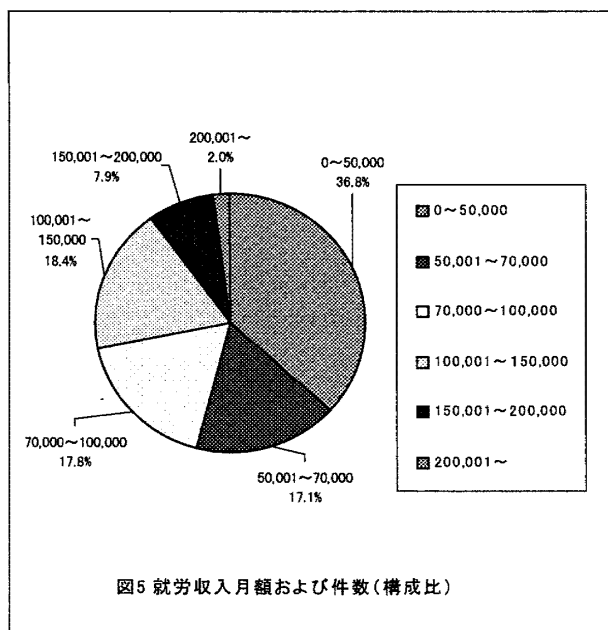
後者の収入の減収への補填については、生活保護の「最低生活の保障」という原理から、事由を問わず、稼働日数が減り就労収入が減収となっても実質上、生活保護費は減額されることなく、収入の不足分が補填されるシステムとなっている。生活保護の統合概念が、国民の「安心」であるならば、この「安心」は、制度上の「最低生活保障」として担保されているのである。

表6 就労収入月額および件数

(世帯数)

| 区分 | 収入月額 | 平成15年度 | 平成16年度 | 計 | 構成割合(%) |
|----|------------------|--------|--------|-----|---------|
| 1 | 0～50,000円 | 22 | 34 | 56 | 36.8 |
| 2 | 50,001～70,000円 | 14 | 12 | 26 | 17.1 |
| 3 | 70,001～100,000円 | 13 | 14 | 27 | 17.8 |
| 4 | 100,001～150,000円 | 11 | 17 | 28 | 18.4 |
| 5 | 150,001～200,000円 | 2 | 10 | 12 | 7.9 |
| 6 | 200,001～円 | 1 | 2 | 3 | 2.0 |
| 計 | | 63 | 89 | 152 | 100.0 |

(注) 闕下稼得とは、稼働収入の月額を目安として、最低賃金(大阪府)時間給704円×7時間×21日=100,000円(千円単位は四捨五入)とした場合、これを下回る稼働収入とし、稼得とは、それを超える稼働収入として分類した。



(5) ナショナル・ミニマムと実質可処分所得との整合

被保護者が就労収入を得ると就労していない被保護者に比べ、控除（基礎控除、特別控除、実費控除等）が認定される。即ち、本来、収入認定される就労収入から各種控除が適用され、収入充当額が減額される。そのため就労する被保護世帯の最低生活費、つまりナショナル・ミニマムは控除分だけ高く、さらに加算があれば、実質的可処分所得は多くなるという最低生活費の階層性がクリアとなる。

この控除制度の目的は加算制度と同様、本来、需要実態に対応するもので、被保護者の就労意欲を向上させ自立助長を推進するということではない。

また、生活保護からの脱却（保護廃止）という視点からは、保護の要否判定費目として各種控除が機能することとなり、保護からの脱却はより難しくなっている。就労自立を促進するためには、生活保護の出口として就労収入の各種勤労控除および必要経費控除等と保護の入口である開始時の要否判定費目とのダブルスタンダードを解消し相互の整合を図り、入口と出口とを同一基準に統一することも検討されるべきであろう。

(6) 被保護者の学歴区分とワーキングプア

就労支援の対象者の学歴は、表7のとおり、54.3%が中卒という驚くべき結果となっている。被保護世帯は、本人の低学歴による稼得の限界や被保護世帯の高等教育に対するアスピレーションの低さなどから、子どもに十分な教育機会をあたえることができない可能性や保護世帯の低学歴・低所得の背景には本人の成育過程における親の低所得が影響している可能性が否定できない。このことは、必要な資料がなく実証が困難であるが、少なくとも今回の調査結果では、現世代の被保護世帯の低学歴と低所得、ワーキングプアの高い相関が検証された。

即ち、平成15年国民生活基礎調査（表9 全世帯および特定の世帯別にみた世帯の状況）によると、全世帯の1世帯当たり平均所得金額は、589.3万円であるのに対して、母子世帯は233.6万円、子どものいる世帯では702.7万円となっていることから、母子世帯の子の高等教育への修学は、より厳しい経済環境下となっていることがうかがわれる。

表7 就労支援により就労した者の学歴

(平成16年度)

| 区分 | 中 卒 | 高卒等 | 高 専 | 短 大 | 大学・院 | 計 |
|-------|-------|-------|-----|------|------|------|
| 実数(人) | 50 | 40 | 0 | 2 | 0 | 92 |
| 構成比 | 54.3% | 43.5% | 0% | 2.2% | 0% | 100% |

(注) 中卒の学歴階層の数値は、14人の中退者を含む。

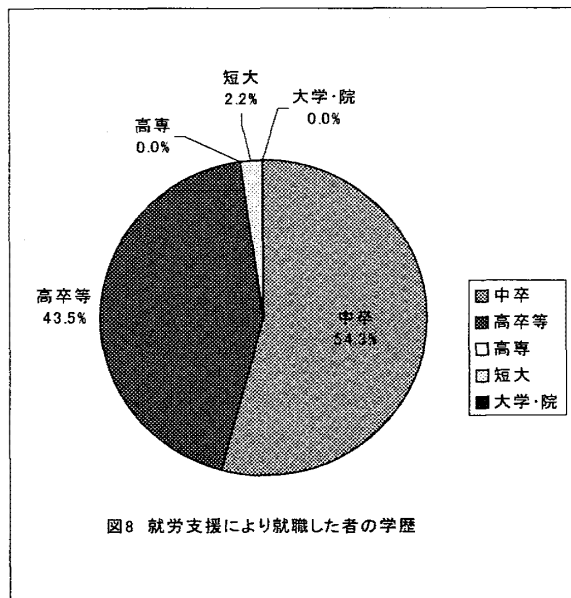
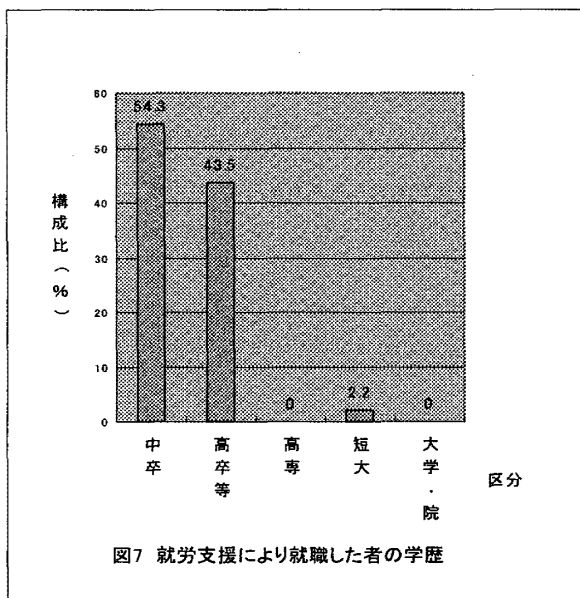
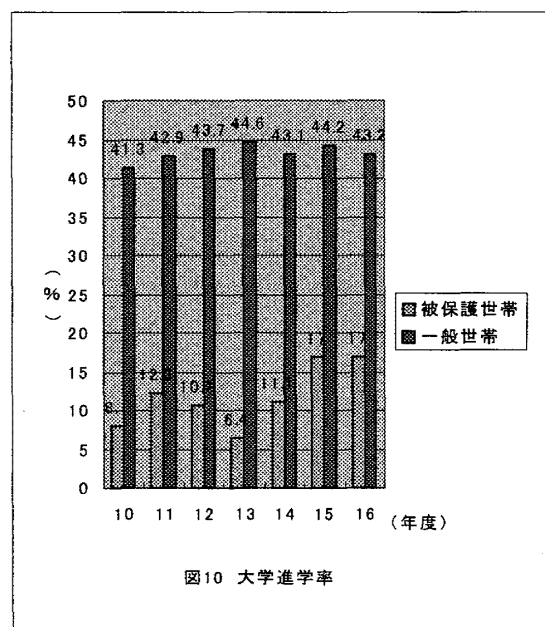
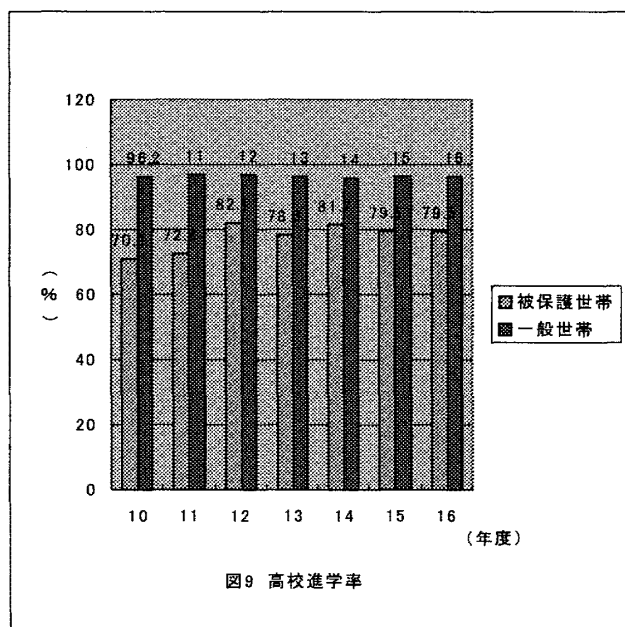


表8 被保護世帯の高校、進学率の推移

| 区分 | | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|-----------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 高校 進学率 | 被保護世帯 | 70.9 | 72.8 | 82.1 | 78.3 | 81.7 | 79.5 | 79.5 |
| | 一般世帯 | 96.2 | 96.7 | 96.6 | 96.5 | 96.0 | 96.3 | 96.3 |
| 大学 進学率 | 被保護世帯 | 8.1 | 12.3 | 10.7 | 6.4 | 11.1 | 17.0 | 17.0 |
| | 一般世帯 | 41.3 | 42.9 | 43.7 | 44.6 | 43.1 | 44.2 | 43.2 |

(注) 1 資料：被保護世帯の各年度の数値は「第58回被保護者全国一斉調査」(基礎調査)による。

(注) 2 資料：一般世帯の各年度の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。



(7) 就労自立の困難性は構造的な社会的問題と認識

被保護世帯の保護からの脱却や生活の困難性は、表6「就労支援により就労した者の学歴」のとおり、中卒54.3%という学歴階層の低位性が確認された。

就労自立は、単に「本人の就労努力」や「保護の実施体制」への対処だけで解決できるような問題ではなく、本人の生育期から結婚生活にかけて長年に蓄積された不利益が重層的に連なった構造的な社会的問題として把握する必要がある。即ち、自己責任を負うべき個人の形成にかかわる教育の問題や能力開発の問題としてとらえられるべきであろう。

こうした背景を踏まえ基本認識に立った上で、今後、就労に照準を合わせるのか、教育・訓練に照準を合わせるのかのアプローチの方法論を議論し、社会政策的な合意形成が得られるような施策提言の必要性が確認された。

表9 全世帯および特定の世帯別にみた世帯の状況

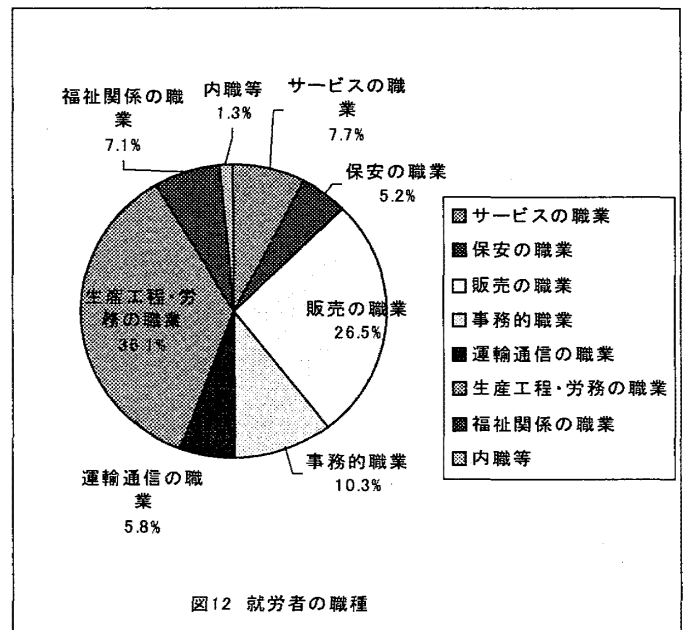
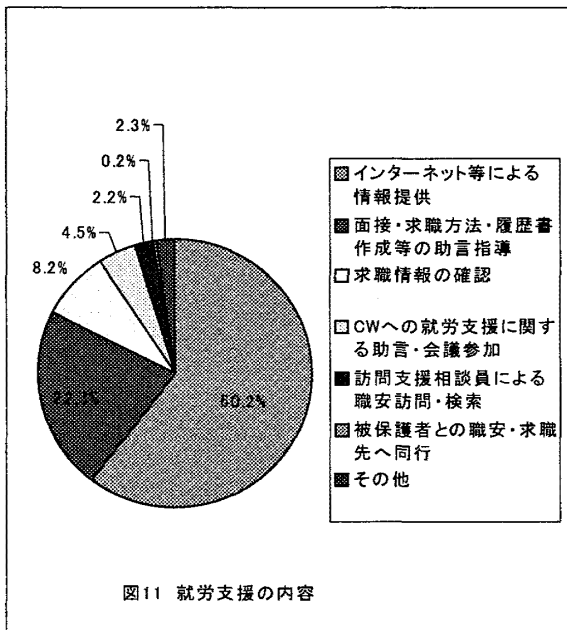
| 区 分 | | 全世帯 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 児童のいる世帯 | 65歳以上の者のいる世帯 | |
|-----------------------|----------|---------|-------|-------|---------|--------------|------|
| 世帯数(千世帯) | | 45,800 | 7,250 | 569 | 12,947 | 17,273 | |
| 全世帯に占める割合(%) | | 100.0 | 15.8 | 1.2 | 28.3 | 37.7 | |
| 世帯主の平均年齢(歳) | | 53.5 | 74.6 | 39.3 | 44.6 | 68.0 | |
| 平均世帯人員(人) | | 2.76 | 1.55 | 2.66 | 4.26 | 2.87 | |
| 平均有業人員(人) | | 1.35 | 0.31 | 0.96 | 1.68 | 1.16 | |
| 世帯構成(%) | 単独世帯の割合 | 23.3 | 47.1 | - | 0.2 | 19.7 | |
| | 核家族世帯の割合 | 59.7 | 49.8 | 100.0 | 73.1 | 43.8 | |
| | 三世帯世帯の割合 | 10.4 | - | - | 23.9 | 24.1 | |
| 1世帯当たり平均家計支出額(万円) | | 29.0 | 21.3 | 19.1 | 34.5 | 28.0 | |
| 1世帯当たり平均所得金額(万円) | | 589.3 | 304.6 | 233.6 | 702.7 | 549.5 | |
| 有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円) | | 340.7 | 200.8 | 199.4 | 372.1 | 282.5 | |
| 構成割合(%) | 所得五分位階級 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| | | 第Ⅰ五分位 | 20.0 | 47.5 | 58.1 | 7.3 | 25.5 |
| | | 第Ⅱ五分位 | 20.0 | 30.1 | 25.7 | 13.5 | 23.3 |
| | | 第Ⅲ五分位 | 20.0 | 13.9 | 13.5 | 24.6 | 17.2 |
| | | 第Ⅳ五分位 | 20.0 | 5.4 | 1.4 | 29.4 | 15.4 |
| | 第Ⅴ五分位 | 20.0 | 3.2 | 1.4 | 25.2 | 18.6 | |
| | 生活意識 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| | | 1 大変苦しい | 22.4 | 19.7 | 40.5 | 46.4 | 22.1 |
| | | 2 やや苦しい | 31.5 | 27.9 | 32.5 | 36.4 | 28.5 |
| | | 3 普通 | 41.8 | 48.1 | 27.0 | 33.9 | 46.0 |
| 4 ややゆとりがある | | 3.9 | 4.0 | - | 3.1 | 3.2 | |
| 5 大変ゆとりがある | 0.4 | 0.3 | - | 0.2 | 0.2 | | |

(注1) 平成15年国民生活基礎調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

(注2) 「所得」については平成14年中(1~12月分)の状況である。

(注3) 「所得五分位階級」は、全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳおよび第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳおよび第Ⅴ五分位値とよぶ。

(注4) 「生活意識」は、世帯が調査時点の暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を5区分で回答したものである。



4. 今後の課題

(1) 就労支援の困難性と生活全体を見据えた支援

本研究の結果では、稼働能力を有する生活保護受給者が、努力して求職活動を行ってもなお、適職がなく引き続き就労支援継続中に分類されたケースが全体の約70%も占めており、就労支援の問題の深刻さとともに就労の困難さをうかがい知ることができる。

また、A群の就労支援により就労したA Group28.6%のうち、就労したもののその就労収入では、なお保護廃止に至らない世帯（保護継続件数）が、24.0%も見受けられ、今後、常用雇用へ移行するための就労支援やパートタイム労働の雇用期限の就労に伴い、新たなパートタイム労働への移行するための就労支援等いわゆる閾下稼得にある被保護者に対する就労支援策が重要な課題として浮かび上がっている。

したがって、画一的な就労支援のみでなく、仕事に関する能力開発の機会の充実、拡大など個別の能力に応じた多層的な自立支援プログラムの設計が必要となっている。

(2) 高等教育への政策転換と高校就学費用の認定について

母子世帯の1世帯当たり平均所得金額は、表7の状況のとおり、233.6万円で高齢世帯の304.6万円よりも低く、児童を持つ一般世帯収入702.7万円の3分の1にも満たない厳しい所得実態となっている。また、国民生活基礎調査の生活意識によると生活が苦しいと答えたものが、一般世帯53.9%、児童のいる世帯82.8%、母子世帯73%となっており、児童のいる一般世帯の収入が母子世帯の約3倍であるにもかかわらず、生活の苦しさは母子世帯よりさらに高率になっている。

このことは児童のいる世帯が高等教育を念頭に家計上、教育関係費用を重点的にシフトしていることに他ならない。

一方、母子世帯では低所得であるが故に高等教育の費用の捻出が困難であったり、費用負担が過重であるため高等教育へのアスピレーションが弱くなっていることがうかがわれる。

つまり低所得階層にとって、経済的に子どもに高等教育を受けさせることがかなり困難な実態となっていることは容易に理解される。加えて親自身が高等教育を受けていないことによる高等教育に対するアスピレーションの低さなどから、子どもに十分な教育機会を与えることができないことが推察される。

現在、一般世帯における高校進学率は97.3%（大阪府96.6%）〈平成15年度〉に達している状況であり、また、平成16年3月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、殆どの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる（後略）」との判断がなされた。

さらに、先般の『生活保護制度の在り方に関する専門委員会』の報告書においても、「高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。」としたうえで、「生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされた。

こうしたことを総合的に勘案し、被保護世帯の自立支援という観点から、平成17年度から新たに高校就学費用を給付することとされた。

具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は公立高校における所要額を目安に設定され、高校就学費用は、自立支援の観点から、義務教育である小・中学校の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、生業扶助によって給付されることとなった。

(3) 高等教育への政策転換の政策的合意の妥当性

生活保護を受給する被保護世帯の低学歴を構造的な社会的問題としてとらえることで、これまでのばらまき給付的な福祉施策から、高等教育修学への支援、自立支援プログラムの構築、スキルアップへの政策転換の方向性についての政策的合意は、妥当性のある正しい選択であることが確認された。

貧困の世代間連鎖を断ち、子どもを低学歴から高等教育へ修学させるという方向性は、平成16年3月の最高裁判所の判決（福岡学資保険訴訟）を待つまでもなく、当然、貧困の政策上の合意がなされるべきものであったことは、追認できよう。

被保護世帯の高校進学率は、表8「被保護世帯の高校、進学率の推移(%)」のとおり、平成10年度70.9%から平成16年度79.5%へと8.6ポイントと大幅に向上しており、反面、一般世帯の高校

進学率が平成10年度96.2%から平成16年度96.3%とわずかに0.1ポイントにとどまっていることは注目に値する。選抜制という高等学校への修学は形骸化しており、むしろ進学率という視点からは義務教育化しているといっても過言ではない。こうした実態のなか、これまで生活保護制度における被保護世帯の高等学校への就学については、就学のための所要の費用は認められていないものの世帯内就学として社会的にも受容されてきた経緯がある。

平成17年度の制度改正は、被保護世帯の高校進学を飛躍的に向上させる契機となり、貧困の再生産サイクルの防止となることが期待されよう。

被保護世帯の大学への進学率は、平成10年度の8.1%から16年度の17.0%と実に8.9ポイントと倍以上の伸びを示しているのに対し、一般世帯は41.3%から43.2%と1.9ポイントの微増の限界圏にとどまり対照的となっている。

一方、現行の生活保護制度においては、高等学校への就学に対し、大学への進学は生活保護制度上、世帯内就学が認められていないが、稼働能力の不活用という事由で世帯からその就学者を分離するという極めて限定的な取扱いとなっており、被保護者の大学進学は社会的にもコンセンサスが得られるに至っていない。

そのため、平成16年度の高校卒業者のうち世帯分離された者を含めた被保護世帯の大学進学率は17.0%にとどまっており、一般世帯の43.2%と比較してもその差は歴然としている。

しかし、被保護世帯の高校進学率の向上に伴い、その波及効果として、大学への進学率を押し上げることの期待可能性が高い。このように改めて生活保護世帯は、学歴階層区分からみるといわゆる低学歴であることが確認された。低学歴であるが故に就労の困難性が確認され、いわゆる稼働年齢層のワーキングプア化する実態が明らかとなった。したがって、これらの低学歴を構造的な社会的問題としてとらえ、厚生労働省の高等教育修学への支援、自立支援プログラムの構築への政策転換の方向性は、妥当性のある正しい選択であることが確認された。

(4) 労働政策としての最低賃金のセーフティネット

本研究の結果、生活保護世帯の多くは、稼働収入を得てもその収入は期待されるpossibilityの収入額に届かず、最低生活費以下の閾下稼得であった。今回の閾下稼得の設定は、労働者の生活安定を目的とする「最低賃金法」による最低賃金のベースで閾値を設定したものであるが、就労しているにもかかわらず、稼働収入と最低生活費との対比による要否判定から、いわゆるワーキングプア層の地位から移動できず、生活保護から脱却できない被保護世帯の姿が判明した。

即ち、文化的な最低限の生活を保障する生活保護のしくみと労働政策上の賃金体系のしくみにおいて内在する問題が顕在化した。このことから労働者の生活安定を目的とする「最低賃金法」が必ずしも機能していないことが指摘される。生活保護制度が、本来、最低賃金で負うべき部分のセーフティネットをも担わされている。

わが国の最低賃金は労働者全体の平均賃金の3割強（欧米では概ね50%強）にとどまっている

実態にあり、最低賃金水準そのものの低位性が認められよう。最低賃金法で定める最低賃金は、労働者の一次的セーフティネットであるはずであるが、結果的には最低賃金水準自体の低位性を生活保護制度で、補完している実態が明らかとなった。最低賃金制度が労働者の生活を支える一次的セーフティネットであるならば、まず他法である最低賃金制度の充実が図られなければならない。今後、閾下稼得層の増大や最低賃金に近い低賃金の雇用の拡大が見込まれることとなり、就労してもなお生活保護から脱却できない世帯が増加することが予測され、労働政策上の転換が図られない限り、最後のセーフティネットとしての生活保護の対象者は増加せざるを得ないこととなる。

5. おわりに

国連開発計画（UNDP）が発表した2005年の人間開発報告によると、国民の経済、健康、教育の水準を総合した国民の豊かさ指数である「人間開発指数」で日本は昨年（2004年）の第9位から第11位に後退している。この人間開発指数は、1人当り国内総生産（GDP）、平均寿命、識字率と就学率に基づいて各国の豊かさを測る指数であるが、日本は相対的に順位が低下している。国民にとってかつての中流意識を感じられにくくなっている。

社会保障や社会福祉の諸制度がますます、さきぼそりする中、経済的な格差の拡大とともにこれらの負担増が困難な低所得者層の裾野が広がってきているのではないかと考えられる。つまり、社会保障や社会福祉の諸制度の改正は、低所得者層（貧困層）にとっては一段と厳しく、セーフティネットとしての生活保護への落層を容易にさせている。

景況指数の改善、景気の踊り場の脱出等景気回復の恩恵を受けられない低所得者層（貧困層）の母数の増大とともに、生活保護の補足率が上昇し、その結果、生活保護世帯が増嵩していることが考えられる。

既述のとおり、被保護者の低学歴と生活全般の低位性が世代間継承し「貧困の再生産」となっていることが明らかになった。自立支援プログラムの就労支援については、就労への様々な困難性が認められ、就労による自立支援は限定的な効果にとどまっていることが確認された。

閾下稼得となっている被保護世帯については、就労することによりスティグマが軽減され、基準生活費の階層性からも実可処分所得が高くなっている。動機付けの理論からいえば稼働世帯の内部において就労インセンティブ・デバイスが予測され、閾下稼得層の就労インセンティブが緩み、減退している可能性がある。

したがって、自立支援プログラムとあわせて、個別具体的に被保護者の仕事に関する能力開発の機会の充実を図るべきで、自立支援プログラムのバリエーションに多層性をもたせることが大切である。

現状においては、専ら就労支援に照準が合わされているが、今後は自立支援のアプローチは教育・訓練にシフトする方策がより緊要な課題となっている。

また、就労支援の限界性については、教育・訓練に照準を合わせた場合、これを生活保護制度や福祉施策のみで担うことは困難で、基本的には社会保障を基軸とした年金制度や住宅政策、教育、

最低賃金をはじめとする労働政策などと一体的な議論が必要とされ、国政レベルでの制度充実が要請される。その意味で現状の生活保護制度における就労支援方策は、二重の限界性が指摘されるのである。

【参考文献】

- 1) 玄田有史著「仕事の中の曖昧な不安—揺れる若者の現在」中央公論新社（中公文庫），2005
- 2) 杉本 正・道中 隆編著「生活保護制度の基礎知識」新刊，小林出版，2005
- 3) 社会政策学会編、神代和欣著「社会政策学と賃金問題—わが最低賃金制の現状と課題—社会政策学会誌 第12号，2004
- 4) 藤原千沙「ひとり親の就業と階層性—母子世帯就業調査を踏まえて」社会政策学会第108回大会（法政大学）法律文化社，2004
- 5) 青木紀編『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店，2003
- 6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局15年度全国母子世帯等調査結果報告，厚生労働省雇用均等・児童家庭局，2005
- 7) 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編「日本の所得格差と社会階層」日本評論者，2003
- 8) 岩田美香「離別母子家族と親族の援助—母親の学歴からみた階層性」『教育福祉研究』第7号，2001
- 9) 荻谷剛彦「階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会へ」有信堂高文社，2001
- 10) 宮島 洋・連合総合生活開発研究所編著「日本の所得分配と格差」東洋経済新報社 2002.12
- 11) 久富善之編「豊かさの底辺に生きる—学校システムと弱者の再生産」青木書店，1993
- 12) 耳塚寛明「揺れる学校の機能と職業社会への移行—教育システムの変容と高卒無業者」社会政策学会第108回大会（法政大学），2004
- 13) 日本労働研究機構「母子世帯の母への就業支援に関する研究」調査研究報告書156号，2003
- 14) 高橋洋子・玄田有史「中学卒・高校中退と労働市場」『社会科学研究』第55巻第2号，2004
- 15) W. J. ウィルソン（青木英雄監訳、平川茂・牛草英晴訳）「アメリカのアンダークラス—本当に不利な立場に置かれた人々」，1987=1999
- 16) 布川日佐史編著「雇用政策と公的扶助の交錯」日本、ドイツ比較:公的扶助の稼働能力の活用，御茶ノ水書房，2002
- 17) 布川日佐史編著「ドイツにおけるワークフェアの展開—稼働能力活用要件の検討を中心に」『海外社会保障研究』147号，41-56頁，国立社会保障・人口問題研究所，2004
- 18) 生活保護制度のあり方に関する専門委員会「生活保護制度のあり方に関する専門委員会（報告書）」社会福祉審議会専門委員会報告書（厚生労働省），2004.12
- 19) 布川日佐史編著「生活保護改革の行方」『Shelter-less』21号，116-123頁，2004
- 20) 文部科学省「平成13年度大学等卒業者の就職状況調査」，2002
- 21) 文部科学省「学校基本調査報告書」各年版
- 22) 佐川英雄編全国社会福祉協議会 Life and Welfare「生活と福祉」第591号特集—被保護者の自立に向けた福祉事務所の組織的な取り組み—社会福祉法人全国社会福祉協議会，2005.6
- 23) 生活保護手帳編集委員会編「生活保護手帳（2005年度版）」中央法規出版，2005
- 24) 小山進次郎著「生活保護法の解釈と運用（復刻版）」改訂増補 全国社会福祉協議会，2004

就労支援相談促進事業の結果

表1 就労支援対象者

| 年 度 | 就労支援対象者実数 |
|--------|-----------|
| 平成15年度 | 303 |
| 平成16年度 | 203 |
| 計 | 506 |

(注) 平成16年度は対前年度比67.0% (100名減)

表2 就労支援結果と保護状況

| 区 分 | | | 平成15年度 | | 平成16年度 | | 計 | 構成比(%) |
|-----|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|-----|--------|
| | | | 実 数 | 構成比(%) | 実 数 | 構成比(%) | | |
| A 群 | 就 労 | 保護継続中(世帯) | 56 | 18.5 | 65 | 32.0 | 121 | 23.9 |
| | | 保護廃止件数(世帯) | 7 | 2.2 | 16 | 7.9 | 23 | 4.5 |
| B 群 | 就労によらない保護廃止件数 | | 0 | 0 | 8 | 3.9 | 8 | 1.6 |
| C 群 | 就労支援継続中 | | 240 | 79.2 | 114 | 56.2 | 354 | 70.0 |
| 計 | | | 303 | 100.2 | 203 | 100.0 | 506 | 100.0 |

(注) 就労によらない保護廃止件数は、転出・保護辞退・指導指示違反等によるものである。

表3 世帯類型別就労支援結果と保護廃止

(平成16年度)

| | 世帯類型 | 人 員 | 廃止件数 | 構成割合(%) |
|---|-------|---------|------|---------|
| 1 | 高 齢 | — | 0 | 0.0 |
| 2 | 母 子 | 2.4 | 5 | 31.3 |
| 3 | 傷 病 | 1.3 | 3 | 18.8 |
| 4 | 障 害 | 3.0 | 1 | 6.3 |
| 5 | そ の 他 | 1.7 | 7 | 43.8 |
| | 計 | 2.1(平均) | 16 | 100.0 |

生活保護における最低生活費と就労インセンティブ

表4 就労収入月額および件数

(世帯数)

| 区分 | 収入階層 | 平成15年度 | 平成16年度 | 計 | 構成割合(%) | |
|----|----------|-----------------|--------|----|---------|-------|
| 1 | 闕下 稼得 | 0～50,000 | 22 | 34 | 56 | 36.8 |
| 2 | | 50,001～70,000 | 14 | 12 | 26 | 17.1 |
| 3 | | 70,000～100,000 | 13 | | 27 | 17.8 |
| 4 | 稼得 | 100,001～150,000 | 11 | | 14 | 18.4 |
| 5 | | 150,001～200,000 | 2 | 10 | 17 | 7.9 |
| 6 | | 200,001～ | 1 | 2 | 3 | 2.0 |
| 計 | | | 63 | 89 | 152 | 100.0 |

(注) 闕下稼得は、稼動所得の月額を目安として、最低賃金(大阪府)時間給704円×7時間×21日=100,000円(千円単位は四捨五入)とした場合、これを下回る稼動収入であり、稼得は、それを超える稼動収入である。

表5 就労支援により就労した者の学歴

(平成16年度)

| 区分 | 中卒 | 高卒等 | 高専 | 短大 | 大学・院 | 計 |
|-----|-------|-------|----|------|------|------|
| 実数 | 50 | 40 | 0 | 2 | 0 | 92 |
| 構成比 | 54.3% | 43.5% | 0% | 2.2% | 0% | 100% |

(注) 中卒の学歴階層の数値は、14人の中退者を含む。

表6 就労支援対象者の年齢区分

| | 年齢 | 平成15年度 | 平成16年度 | 計 | 構成割合(%) |
|---|-------|--------|--------|-----|---------|
| 1 | 15～29 | 52 | 43 | 95 | 18.8 |
| 2 | 30～39 | 66 | 49 | 115 | 22.7 |
| 3 | 40～49 | 56 | 27 | 83 | 16.4 |
| 4 | 50～59 | 104 | 63 | 167 | 33.0 |
| 5 | 60～64 | 23 | 19 | 42 | 8.3 |
| 6 | 65～ | 2 | 2 | 4 | 0.8 |
| | 計 | 303 | 203 | 506 | 100.0 |

(注) 就労支援対象の年齢は、目安として福祉行政報告例を参考に15～64歳までとし、就労可能な年齢層(稼動年齢層)として区分している。

生活保護における最低生活費と就労インセンティブ

表7 就労支援対象者の年齢区分

| | 主な支援内容（延べ件数） | 平成15年度 | 平成16年度 | 計 | 構成割合(%) |
|---|---------------------|--------|--------|-------|---------|
| 1 | インターネット等による情報提供 | 1,478 | 2,573 | 4,051 | 59.8 |
| 2 | 面接・求職方法・履歴書作成等の助言指導 | 698 | 808 | 1,506 | 22.2 |
| 3 | 求職状況の確認 | 275 | 280 | 555 | 8.2 |
| 4 | CWへの就労支援に関する助言・会議参加 | 148 | 162 | 310 | 4.5 |
| 5 | 訪問支援相談員による職安訪問・検索 | 68 | 82 | 150 | 2.2 |
| 6 | 被保護者との職安・求職先へ同行 | 26 | 28 | 54 | 0.8 |
| 7 | その他（定着支援等） | 104 | 49 | 153 | 2.3 |
| | 計 | 2,797 | 3,982 | 6,779 | 100.0 |

表8 就労者の職種

| | 就労者の職種 | 平成15年度 | 平成16年度 | 計 | 構成割合(%) |
|---|--------------------------|--------|--------|-----|---------|
| 1 | サービスの職業（例：飲食店店員） | — | 12 | 12 | 7.7 |
| 2 | 保安の職業（例：警備員） | 4 | 4 | 8 | 5.2 |
| 3 | 販売の職業（例：スーパー店員・保険外交員） | 14 | 27 | 41 | 26.5 |
| 4 | 事務的職業（例：一般事務・電話受付） | 10 | 6 | 16 | 10.3 |
| 5 | 運輸通信の職業（例：運転手・新聞配達） | | 9 | 9 | 5.8 |
| 6 | 生産工程・労務の職業（例：工場勤務・検品・清掃） | 31 | 25 | 56 | 36.1 |
| 7 | 福祉関係の職業（例：看護師・ヘルパー等） | 4 | 7 | 11 | 7.1 |
| 8 | 内職等 | | 2 | 2 | 1.3 |
| | 計 | 63 | 92 | 155 | 100.0 |

表9 就労者の世帯類型

(世帯数)

| | 世帯類型 | 平成15年度 | 平成16年度 | 計 | 構成割合(%) |
|---|------|--------|--------|-----|---------|
| 1 | 高齢 | 0 | 2 | 2 | 1.3 |
| 2 | 母子 | 25 | 45 | 70 | 46.1 |
| 3 | 傷病 | 20 | 16 | 36 | 23.7 |
| 4 | 障害 | 1 | 3 | 4 | 2.6 |
| 5 | その他 | 17 | 23 | 40 | 26.3 |
| | 計 | 63 | 89 | 152 | 100.0 |

表10 就労支援事業の効果額

| 区 分 | 件 数 | | 効 果 額 (円) | | |
|---------|--------|--------|------------------------|-------------------------|---------------------------|
| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 計 |
| 自 立 | 7 | 16 | 4,595,125 (914,340) | 10,768,228 (898,128) | 15,363,353 (1,812,468) |
| 保 護 継 続 | 56 | 65 | 15,226,089 | 20,454,858 | 35,680,947 |
| 計 | 63 | 81 | 19,821,214 | 31,223,086 | 51,044,300 |

(注) 各年度の効果額の()内の数値は、次の1世帯当たりの年間医療扶助費(推計)を含む金額である。

① 平成15年度入院外医療扶助費

$3,998,159,543円 \div 外来受診者数11,238人 = 355,771円$

$355,771円 \div 12ヶ月 = 29,648円$ (平成15年度 1ヶ月あたりの外来医療扶助費)

平成15年度 就労支援により就労開始した世帯数63件の平均世帯人員数 2.57人

$29,648円 \times 2.57人 = 76,195円$ (平成15年度 1ヶ月あたり世帯の外来医療扶助費)

② 平成16年度入院外医療扶助費

$4,407,439,409円 \div 外来受診者数12,543人 = 356,409円$

$356,409円 \div 12ヶ月 = 29,700円$ (平成16年度の1ヶ月あたりの外来医療扶助費)

$29,700円 \times 2.52人 = 74,844円$ (平成16年度 1ヶ月あたり世帯の外来医療扶助費)

表11 就労支援事業の効果率

| 区 分 | 支援対象者数(A) | 自 立(B) | 保護継続(C) | 効果率[(B+C)/A×100] |
|--------|-----------|--------|---------|------------------|
| 平成15年度 | 303 | 7 | 56 | 20.90 % |
| 平成16年度 | 203 | 16 | 65 | 39.90 % |
| 計 | 506 | 23 | 121 | 28.46 % |

表12 全世帯および特定の世帯別にみた世帯の状況

| 区 分 | | 全世帯 | 高齢者世帯 | 母子世帯 | 児童のいる世帯 | 65歳以上の者のいる世帯 | |
|-----------------------|------------|------------|-------|-------|---------|--------------|-------|
| 世帯数(千世帯) | | 45,800 | 7,250 | 569 | 12,947 | 17,273 | |
| 全世帯にしめる割合(%) | | 100.0 | 15.8 | 1.2 | 28.3 | 37.7 | |
| 世帯主の平均年齢(歳) | | 53.5 | 74.6 | 39.3 | 44.6 | 68.0 | |
| 平均世帯人員(人) | | 2.76 | 1.55 | 2.66 | 4.26 | 2.87 | |
| 平均有業人員(人) | | 1.35 | 0.31 | 0.96 | 1.68 | 1.16 | |
| 世帯構成(%) | 単独世帯の割合 | 23.3 | 47.1 | - | 0.2 | 19.7 | |
| | 核家族世帯の割合 | 59.7 | 49.8 | 100.0 | 73.1 | 43.8 | |
| | 三世帯世帯の割合 | 10.4 | - | - | 23.9 | 24.1 | |
| 1世帯当たり平均家計支出額(万円) | | 29.0 | 21.3 | 19.1 | 34.5 | 28.0 | |
| 1世帯当たり平均所得金額(万円) | | 589.3 | 304.6 | 233.6 | 702.7 | 549.5 | |
| 有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円) | | 340.7 | 200.8 | 199.4 | 372.1 | 282.5 | |
| 構成割合(%) | 所得五分位階級 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | | 第Ⅰ五分位 | 20.0 | 47.5 | 58.1 | 7.3 | 25.5 |
| | | 第Ⅱ五分位 | 20.0 | 30.1 | 25.7 | 13.5 | 23.3 |
| | | 第Ⅲ五分位 | 20.0 | 13.9 | 13.5 | 24.6 | 17.2 |
| | | 第Ⅳ五分位 | 20.0 | 5.4 | 1.4 | 29.4 | 15.4 |
| | | 第Ⅴ五分位 | 20.0 | 3.2 | 1.4 | 25.2 | 18.6 |
| | 生活意識 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | | 1 大変苦しい | 22.4 | 19.7 | 40.5 | 46.4 | 22.1 |
| | | 2 やや苦しい | 31.5 | 27.9 | 32.5 | 36.4 | 28.5 |
| | | 3 普通 | 41.8 | 48.1 | 27.0 | 33.9 | 46.0 |
| | | 4 ややゆとりがある | 3.9 | 4.0 | - | 3.1 | 3.2 |
| | 5 大変ゆとりがある | 0.4 | 0.3 | - | 0.2 | 0.2 | |

(注1) 平成15年国民生活基礎調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

(注2) 「所得」については平成14年中(1~12月分)の状況である。

(注3) 「所得五分位階級」は、全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳおよび第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳおよび第Ⅴ五分位値とよぶ。

(注4) 「生活意識」は、世帯が調査時点の暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を5区分で回答したものである。

表13 被保護世帯の高校、進学率の推移

(%)

| 区 分 | | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 高 校 進学率 | 被保護世帯 | 70.9 | 72.8 | 82.1 | 78.3 | 81.7 | 79.5 | 79.5 |
| | 一般世帯 | 96.2 | 96.7 | 96.6 | 96.5 | 96.0 | 96.3 | 96.3 |
| 大 学 進学率 | 被保護世帯 | 8.1 | 12.3 | 10.7 | 6.4 | 11.1 | 17.0 | 17.0 |
| | 一般世帯 | 41.3 | 42.9 | 43.7 | 44.6 | 43.1 | 44.2 | 43.2 |

(注) 1 資料：被保護世帯の各年度の数値は「第58回被保護者全国一斉調査」(基礎調査)による。

(注) 2 資料：一般世帯の各年度の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。

表14 全被保護母子世帯の学歴と就労した被保護母子世帯の学歴

| 区 分 | 進 学 率 (%) | | K 市就労した被保護母子世帯の学歴 | | Y 市全被保護母子世帯の学歴 | |
|-------------------------|-----------|-------|-------------------|---------|----------------|---------|
| | 一般世帯 | 被保護世帯 | 実 数 | 構成割合(%) | 実 数 | 構成割合(%) |
| 中 学 | — | — | 263 | 42.2 | 50 | 54.3 |
| 高 専 校 各 修 種 | 96.3 | 79.5 | 324 | 52.0 | 40 | 43.5 |
| 短大・高専 | 43.2 | 17.0 | 31 | 5.0 | 2 | 2.2 |
| 大学・院 | | | 5 | 0.8 | 0 | 0 |
| 計 | — | — | N=623 | 100.0 | N=92 | 100.0 |

(注) 1 資料：被保護母子世帯の学歴は、Y市「生活保護自立生活支援事業」中間報告(平成17年3月)の数値である。

(注) 2 就労した被保護母子世帯の学歴欄の数値は、平成16年度のK市の就労支援事業により就労した母子世帯の数値である。

(注) 3 資料：被保護世帯の進学率は、平成16年度の「第58回被保護者全国一斉調査」(基礎調査)による。

(注) 4 資料：一般世帯の進学率は、平成16年度の「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。